

大学機関別認証評価の 現状と今後への期待

令和 7 年 5 月 2 8 日

大学改革支援・学位授与機構

大学機関別認証評価の目的と基準

<大学機関別認証評価の目的>

1. 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
2. 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
3. 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

<当機構の大学評価基準（4巡目）※令和8年度より実施>

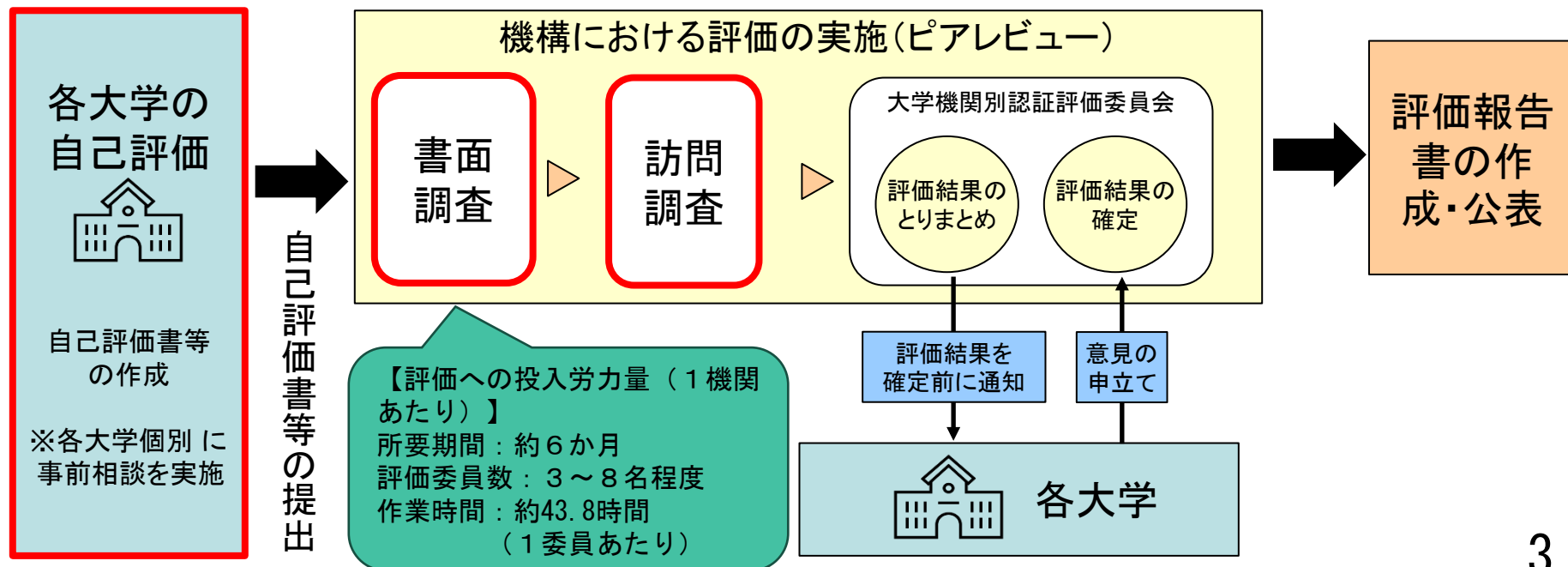
領域名		基準数
領域 1	教育研究上の基本組織等に関する基準	3
領域 2	内部質保証に関する基準（重点評価項目を設定）	4
領域 3	財務運営及び情報公表等に関する基準	2
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	2
領域 5	学生の受入に関する基準	3
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	8
		計 22

注） 現行の大学評価基準（3巡目）は、計27の基準で構成

大学機関別認証評価の評価プロセス

- 評価は、各大学の自己評価書等に基づき、書面調査及び訪問調査により実施。
- 書面調査は、各大学が作成する自己評価書（根拠資料・データを含む）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施。
- 訪問調査は、教職員（責任者、一般）との面談、学生との面談、施設見学、授業見学、資料閲覧等を実施する。また、訪問調査に先駆けて卒業（修了）生等からの意見聴取を実施。

<評価プロセス（概略）>



内部質保証を重視した適合認定

- すべての基準を満たしている場合
⇒ 大学評価基準に適合していると判断（適合認定する）
 - 満たしていない基準があった場合
⇒ すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認
 - ① 確認できた場合、大学評価基準に適合すると判断
 - ② 確認できない場合、大学評価基準に適合しないと判断
- ※ 【重点評価項目】として位置付ける内部質保証の体制又は手順を整備していないと確認した場合には、他の基準の状況如何に関わらず大学評価基準に適合しないと判断
- ※ 適合しないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受審可能

< 【重点評価項目】（領域2「内部質保証に関する基準」） >

基準の内容	
基準 2 - 1	内部質保証に係る体制が明確に規定されていること
基準 2 - 2	内部質保証のための手順が明確に規定されていること
基準 2 - 3	内部質保証が有効に機能していること

大学機関別認証評価以外の評価事業等

< 高等専門学校機関別認証評価／法科大学院認証評価（分野別認証評価） >

	高等専門学校機関別認証評価	法科大学院認証評価
評価の周期	7年以内ごと（令和7年度より4巡目）	5年以内ごと（令和8年度より5巡目）
備考	当機構が唯一の評価実施機関	

< 学部・研究科等の現況分析（国立大学教育研究評価） >

● 学部・研究科等の目的に照らして、教育及び研究の水準を質の向上の状況も含めて分析。

～「教育の水準」の場合～

- ・ 「優れた点」等の特記事項、教育活動に関するデータに基づく加点・減点の要素を踏まえて、総合的に4段階で判断。

【加点の要素】

- ・ 優れた点、特色ある点
- ・ 教育活動に関するデータにおいて優れた実績

【減点の要素】

- ・ 改善を要する点
- ・ 教育活動に関するデータにおいて改善を要する状況

判定（4段階）

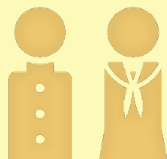
- 特筆すべき高い質にある
- 高い質にある
- 相応の質にある
- 質の向上が求められる

< 大学ポートレート >

● データベースを用いた国公立大学の教育情報を公表・活用

国内外への情報発信

▶ 大学進学希望者等



教育情報の活用による
大学の活動状況の把握・分析

▶ 大学



各大学の情報提供の
負担軽減

▶ 評価機関等



評価による改善と課題認識

<評価による改善の仕組み>

- 質の向上を促すために、優れた成果が確認できる取組について**優れた点**として明示。それぞれの大学が設定する目的を踏まえて、教育研究活動等における取組とその成果を評価。
- 質の改善を具体的に促すために、改善を要する事項があれば、**改善を要する点**として指摘。また、改善を要する点に対する**対応状況を継続的に確認**

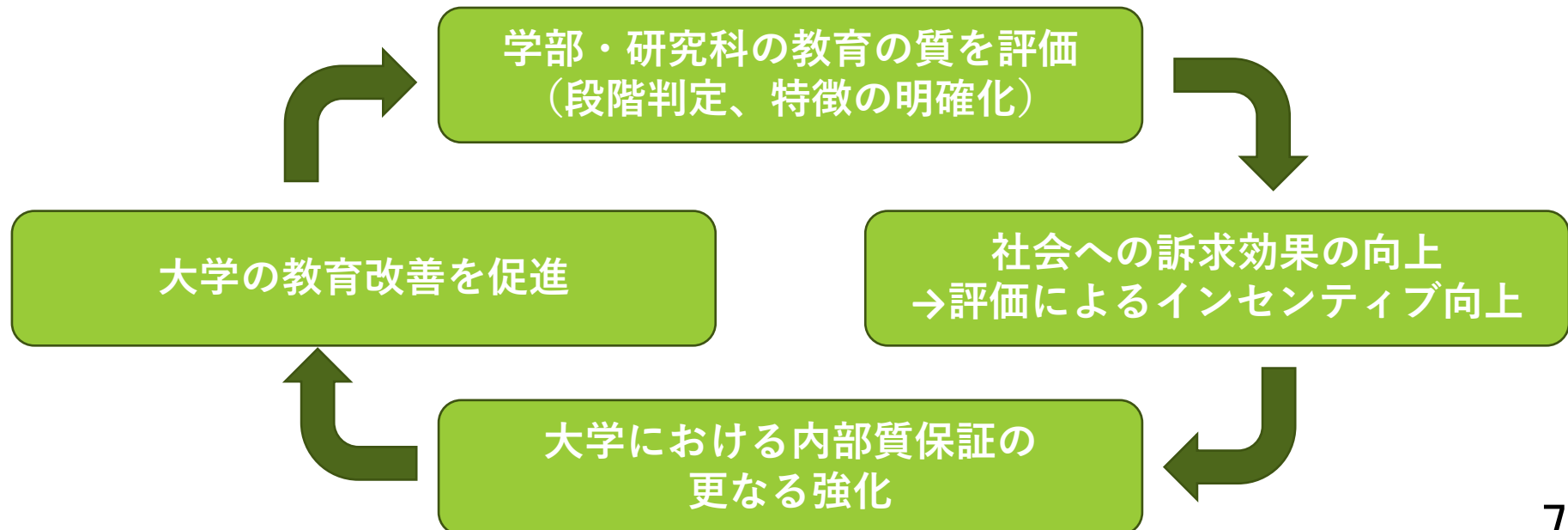
<現状の課題認識>

- 認証評価制度自体の社会一般に対しての訴求が弱い。
- 大学における評価を受審するメリットが低い。
 - ⇒ 作業の負担感、コストの割に得られるものが少ない。
 - ⇒ 大学の現場における教育改善に対するインセンティブが働かない環境のままでは、適切な教育実施に対しての意欲が高まりにくい。
 - ⇒ そのため、評価の受審時に評価結果への対応に終始するのみで、評価結果を活用した継続的な教育改善の動きまで踏み込んで対応を行う大学が少ない。
(大学教育の実質化・質的向上に対する効果が限定的)

新制度への期待

- 大学の主要な教育研究組織である学部・研究科等について、教育の質を段階判定するとともに、教育内容の特徴を社会に分かりやすく示すことによって、社会への訴求効果を高め、大学の教育改善につながる一連の好循環を期待。
- 実現に当たっては、以下の4点が重要ではないか。
 - ◆ **評価の公平性・透明性の確保**（例：具体的な評価基準の設定と公表）
 - ◆ **学生をはじめとするステークホルダーの意見を活用**（例：全国学生調査）
 - ◆ **各方面に対する負担軽減**（例：データベースの活用、導入時の猶予措置）
 - ◆ **評価結果の適切な活用**（例：国の制度における資格要件の判断に活用）

<新制度による好循環イメージ>



【参考】大学評価基準（3巡目） 6領域 2 7 基準

<領域1～3>

領域名／基準の内容

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

- 基準1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること
- 基準1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること
- 基準1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

領域2 内部質保証に関する基準

- 基準2－1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること
- 基準2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること
- 基準2－3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること
- 基準2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること
- 基準2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

- 基準3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること
- 基準3－2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること
- 基準3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること
- 基準3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること
- 基準3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること
- 基準3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【参考】大学評価基準（3巡目）6領域27基準（続き）

<領域4～6>

領域名／基準の内容

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

- 基準4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること
- 基準4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

領域5 学生の受入に関する基準

- 基準5－1 学生受入方針が明確に定められていること
- 基準5－2 学生の受入が適切に実施されていること
- 基準5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

- 基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること
- 基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること
- 基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
- 基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること
- 基準6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること
- 基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること
- 基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること
- 基準6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること